

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます。

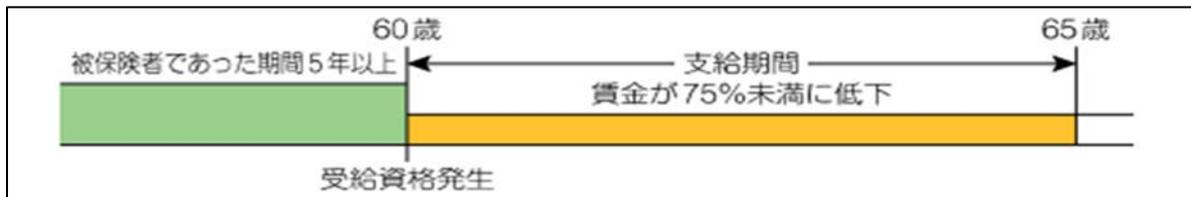
【今月の担当：山中】



【高年齢雇用継続給付の給付率引き下げについて】

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者に対して、65歳に達するまでの期間支給される給付金です。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律による65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施などの背景から、令和7年4月1日の改正により、給付率が60歳以後の各月の賃金の15%から10%に変更されます。本改正の適用対象者は、令和7年4月1日以降に60歳を迎える方になります。

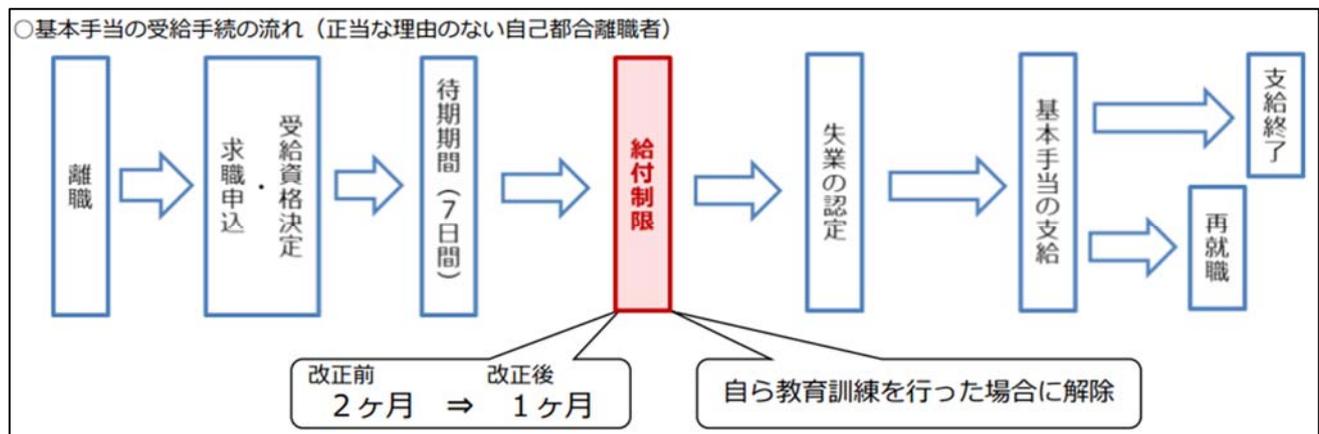


【賃金月額（原則、60歳に到達する前6か月の平均賃金）が30万である場合の支給額の例】

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が26万のとき
 賃金が75%未満に低下していませんので、支給されません。
- (2) 支給対象月に支払われた賃金が20万のとき（低下率が61%超75%未満のとき）
 低下率が66.7%で61%を超えていますので、支給対象月の賃金に、10%から一定の割合で逡減する率を乗じた額が支給されます。
- (3) 支給対象月に支払われた賃金が18万のとき
 低下率が60%ですので、支給額=18万×10%=18,000円

【自己都合離職者の給付制限の見直しについて】

給付制限期間とは、退職理由が自己都合の場合において、失業手当の支給を一定期間行わない制限がかけられた期間のことです。現状2カ月である給付制限期間が改正後1カ月に短縮されることが検討されています。また、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限が解除されることも検討されています。



上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。